

昨日（4月7日）、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「緊急事態宣言」が出され、5月6日までの1か月を期間として、緊急事態措置をすべき区域の一つに神奈川県が指定されました。

そして、この「緊急事態宣言」を受けまして、神奈川県から「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が示され、本市としても、この方針に沿って全面的に協力して参ります。

感染症を終息させることは非常に困難なことです。有効なワクチンや検査体制が十分に整うまで、市民一人ひとりの適切な行動でいかに蔓延を防止し時間を稼ぐかということが求められていると考えます。

そのためにも、市民の皆さまには都内をはじめとして都市間の移動の自粛を強くお願いいたします。また、併せて、市内での必要な外出時におけるリスクを可能な限り減らすため、これまでの公共施設の休館等に加え、市外からの利用が想定される施設の駐車場も閉鎖します。市民の皆さまには更なるご不便をおかけすることとなりますが、ご理解をお願いいたします。

そのうえで、感染拡大の防止には、市民の皆様一人ひとりのこれまで以上のご理解、ご協力が必要です。自らが感染を拡大する原因となる可能性を十分意識し、引き続き次のことを実行していただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 1 5月6日までの間、食料や日用品の買い物、医療機関の受診、通勤など生活のために必要な場合を除き、外出を自粛してください。
- 2 外出の際は、感染リスクが高い「密閉」「密集」「密接」にあてはまる場所を避けて行動してください。
- 3 仕事はできるだけ自宅でできるよう工夫をお願いします。
- 4 食料や日用品など、生活に必要な物資が購入できなくなることはありませんので、必要以上の買いだめは控えてください。

また、民間の事業者の方々の協力も不可欠です。大きな負担をおかけすることになりますが、緊急事態宣言を受けて、いま求められていることに最大限取り組んでいただきますようお願いいたします。高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々へのサービスを行う事業者の皆さまは、3密を避けるなど徹底した対策を講じながら事業の継続をお願いいたします。

神奈川県と連携し、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に努め、一日でも早く終息して平穏な日常生活が戻るよう、市民、事業者、行政が一丸となって、この難局を乗り越えていきたいと思っております。自宅に閉じこもりがちになることも多いとは思いますが、散歩や自宅でできる軽い運動などを行い、体調面の管理にもぜひ気を配ってください。市民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。